

六会地区防犯協会規約

(名称、地域及び位置)

第1条 この会は、六会地区防犯協会（以下「協会」という。）と称し、事務局を六会市民センター内に置く。

2 協会の地域は、六会市民センター所轄管内とする。

(目的及び設置)

第2条 協会は、六会地区における自主防犯活動の円滑な推進並びに運営等の発展向上に寄与することを目的とし、六会地区自治会連合会関係団体のひとつとして設置する。

(事業)

第3条 協会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 六会地区内の防犯活動の企画及び実施に関すること。
- (2) 六会地区内の各自治会の防犯活動に関する連絡調整に関すること。
- (3) 藤沢市防犯連合協議会との連絡調整に関すること。
- (4) 藤沢北防犯協議会との連絡調整に関すること。
- (5) その他防犯活動に必要な事項。

(組織及び会員)

第4条 協会は、六会地区内の自治会（町内会）より選出された防犯部長及び、犯罪防止に積極的に奉仕しているものをもって組織し、会員とする。

(役員)

第5条 協会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 1名
- (4) 書記 1名
- (5) 監事 2名

(役員を選出)

第6条 役員は、六会地区自治会連合会の設置する役員選考委員会により推薦され、六会地区自治会連合会総会に於いて決定する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は協会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは会長が予め指名した順位により、その職務を代行する。
- (3) 会計は、協会の経理を掌理する。
- (4) 監事は、会務の状況を監査する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後も後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(会議)

第9条 会議は、推進会議及び役員会とする。

2 推進会議は毎年防犯運動に応じて開く。ただし、必要に応じ臨時会を開くことができる。

3 役員会は、必要のつど開催する。

(会議招集)

第10条 会議は会長が招集してその会議議長となる。

(推進会議審議事項)

第11条

(1) 各防犯運動の推進に関する事。

(2) その他必要な事項に関する事。

(役員会審議事項)

第12条 役員会は、次の事項を審議する。

(1) 事業の推進に関する事。

(2) その他必要な事項に関する事。

(会計)

第13条 この会の運営に必要な経費は、市補助金、六会地区自治会連合会助成金及び、その他の収入をもってあてる。

2 会計年度は毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

(会長専決事項)

第14条 会長は、緊急もしくは軽易な事項について専決処分することができる。ただし、専決処分をした後は、次の会議で報告するものとする。

(総会)

第15条 六会地区自治会連合会の総会は、役員が出席し次の事項を付議する。

(1) 年間事業計画の承認

(2) 規約の改廃の承認

(3) 予算、決算の承認

(4) 協会の解散に関する事項

(5) その他会員が必要と認めた事項

付則

この規約は、昭和46年5月30日から施行する。

この規約は、平成4年5月8日改正し、施行する。

この規約は、平成13年5月12日に改正し、施行する。

この規約は、平成23年5月7日に改正し、施行する。